

## 令和7年第4回砂川市議会定例会

令和7年12月11日（木曜日）第4号

### ○議事日程

#### 開議宣言

- 日程第 1 議案第 4 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 10 号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 12 号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 報告第 2 号 監査報告  
報告第 3 号 例月出納検査報告  
閉会宣言

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 10 号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 12 号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 報告第 2 号 監査報告  
報告第 3 号 例月出納検査報告  
閉会宣言

### ○出席議員（12名）

議長 多比良 和伸君	副議長 小黒 弘君
議員 是枝 貴裕君	議員 石田 健太君
伊藤 俊喜君	山下 克己君
高田 浩子君	中道 博武君
水島 美喜子君	沢田 広志君
武田 真君	辻 勲君

○欠席議員（1名）

議員 鈴木伸之君

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤 明彦
砂川市教育委員会教育長	板垣 喬博
砂川市監査委員	中村 一久
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉 美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾 一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上 守
病院事業管理者	平林 高之
総務部長	三橋 真樹
総務部会計管理者	安原 雄二
市民部長	堀田 一茂
保健福祉部長	畠山 秀樹
経済部長	野田 勉
建設部長	斎藤 隆史
病院事務局長	朝日 紀博
病院事務局次長	為国 泰朗
病院事務局審議監	倉島 久徳
総務課長	岩間 賢一郎
政策調整課長	安武 学

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	玉川 晴久
指導参考事	神島 亘基

教育委員会技監 徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 下道くみこ

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 三橋真樹

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 野田 勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 安武浩美

事務局次長 越智朱美

事務局係長 野荒邦広

事務局係長 佐々木健児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届出のあった方を事務局長に報告させます。

○議会事務局長 安武浩美君 本日の会議に欠席と届出がありました議員は、鈴木伸之議員であります。

○議長 多比良和伸君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第 4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 10号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 (登壇) 議案第4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由ですが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準拠点システムへの移行に伴い、市外在住者に固有の番号を付番し、管理する機能を用い

て行う事務について、マイナンバーを利用する独自利用事務に該当することから、当該事務について規定するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過についてであります。平成25年に施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、マイナンバーを利用できる事務として原則的に社会保障、税、災害対策の3分野に限定しており、市町村はこの3分野に係る法定事務以外でマイナンバーを独自に利用する場合、当該事務を条例に規定する必要があることから、市ではこれまで行政手続の簡素化を目的として、令和5年度に子供の医療費の助成など、独自事務でマイナンバーを利用するため本条例の一部改正を行ってきたところであります。現在地方公共団体が使用している基幹業務システムにつきましては、令和7年度末までに全国的に統一化された標準準拠システムへの移行作業を進めている状況にあり、今回市外在住者への固有番号の付番及び管理に関する事務について移行予定日である令和8年2月9日までにマイナンバーを利用する独自利用事務として規定することが必要となったため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、5ページ、議案第4号、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、第7号は住登外者について市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者に係る事務を処理するためにその者を特定する情報を管理しておく必要があるものと定めるほか、住登外者宛名番号管理機能、住登外者宛名情報の定義を加えるものであります。

第4条は、個人番号の利用範囲の定めであり、第4条第1項中「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務」を「次に掲げる事務」に改め、同項に第1号から第4号まで加え、同条第4項中「第2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に第4項として「市の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自ら保有するものを利用することができる。」を加えるものであります。

次のページをお開き願います。別表第1は独自利用事務を定める表であり、当該事務として市長及び教育委員会における「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」を加えるものであり、別表第2は別表第1の事務が取り扱う特定個人情報を定める表であり、当該情報として「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を当該特定個人情報にそれぞれ加えるものであります。

次のページをお開き願います。別表第3は、市長と教育委員会の間で特定個人情報に係

る府内連携を行う事務等を定める表であり、当該事務として「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」を、当該特定個人情報として「住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」を加えるものであります。

附則として、この条例は、令和8年2月9日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 畠山秀樹君（登壇） 私から議案第9号及び議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、保育士の資格要件に関する地域限定保育士の追加など改正内容に準じた規定に改めるため、砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過についてであります。国は令和7年4月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、全国的に保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを踏まえ、職員による虐待を発見したときの通報義務を課すことや、保育人材を確保するため、保育士国家試験とは別に国家戦略特別区に限り認められていた都道府県等で実施する試験によって取得できる地域限定保育士制度の一般制度化などを定めたことに伴い、関係府省令が改正されたことから、当該府省令に準じて2つの関係条例を改正するものであります。

なお、現在市内において特定地域型保育事業を実施する事業者はございません。

2ページを御覧願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第9号、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第25条は、虐待等の禁止の定めであり、同条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改めるものであります。

次に、第2条は砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正であります。

第10条は、職員の定めであり、同条第4項第1号中「保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加えるものであります。

第12条は、虐待等の禁止の定めであり、同条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものであります。

4ページになります。附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、乳幼児健康診査の活用による子供の健康管理の円滑な実施や保育士の資格要件に関する地域限定保育士の追加など、基準としている同省令の改正内容に準じた規定に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の経過についてであります。国は令和7年4月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において保育所等の職員による虐待を発見したときの通報義務に関する規定や地域限定保育士制度の一般制度化に関する規定を整備したこと、また保育所等においては乳幼児健康診査の結果を入所児童に係る健康状態の確認に活用している実例を踏まえ、家庭的保育事業等の利用開始等における乳幼児の健康診断に関し、乳幼児健康診査等の結果を活用することで全部または一部を行わないことができるよう省令が改正されたことから、当該省令に準じて本条例を改正するものであります。

なお、現在市内において家庭的保育事業等を実施する事業者はございません。

2ページを御覧願います。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ですが、改正の内容につきましては3ページ、議案第10号、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第12条は、虐待等の禁止の定めであり、同条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものであります。

第17条は、利用乳幼児及び職員の健康診断の定めであり、同条第2項を「家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならぬ

い」に改め、同項に乳幼児の健康診断等に係る区分を定める表を記載のとおり加えるものであります。

第23条は、職員の定めであり、同条第2項中、4ページになります。修了した保育士の次に「若しくは北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） 私から議案第12号 砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、国内で発生した大規模な林野火災を踏まえ、国の予防対策として市町村が発令する林野火災に関する注意報が創設されたことに伴い、気象状況により火入れを中止する場合の適用要件として当該注意報を加えるとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

本条例を改正する経過でありますが、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約3,370ヘクタールとなる記録的な大規模火災となったことから、林野庁及び消防庁においてこの林野火災を踏まえて消防、防災対策を検討した結果、消防法第22条第3項に基づく市町村が発する火災警報については火気の使用の制限など強い制限を伴うため、その前段階に注意喚起等を行う仕組みとして令和7年8月より林野火災に関する注意報を創設いたしました。市では森林の火入れに関し、許可した後でも気象状況によっては中止しなければならない適用要件を本条例で定めていることから、当該規定に新たに林野火災に関する注意報を加えるため、改正するものであります。

2ページを御覧願います。砂川市火入れに関する条例の一部を改正する条例でありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第12号、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、許可の申請の定めであり、第1号中「見取図。」を「見取図」に改め、第2号中「所有し」を「所有し、」に、「承諾書。」を「承諾書」に改め、第3号中「写し。」を「写し」に改めるものであります。

第14条は、火入れの中止の定めであり、第1号中「又は暴風警報若しくは」を「、暴風警報又は」に改め、第2号中「乾燥注意報」の次に「又は林野火災に関する注意報」を加えるものであります。

附則として、この条例は、令和8年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより各議案に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで一括質疑を終わります。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号の討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 報告第2号 監査報告

報告第3号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第2、報告第2号 監査報告、報告第3号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで一括質疑を終わります。

以上で報告第2号及び第3号を終わります。

◎閉会宣言

○議長 多比良和伸君 これで日程の全てを終了しました。

令和7年第4回砂川市議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月11日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員